



JAPSW 発第 17-52 号
2017 年 5 月 16 日

厚生労働大臣 塩崎恭久様

公益社団法人日本精神保健福祉会
会長 柏木一惠



生活保護受給者におけるぱちんこ等の状況等調査に関する意見

2017年3月3日付の事務連絡「生活保護受給者におけるぱちんこ等の状況の把握について(依頼)」に基づいて実施された「生活保護受給者のぱちんこ等の状況等調査」に関して、調査を実施することとなった経緯自体に甚だの疑義を覚えるとともに、本協会としての意見を下記の通り申しあげます。

記

1. 調査実施が生活保護受給者への偏見の助長につながることを危惧します。

生活保護法に基づいて支給される扶助費を含め被保護世帯の収入の使途は、基本的に当該世帯の自由とされています。

今回の状況等調査における調査項目が、保護費の使途としてぱちんこ等に使われたことに対する指導件数やぱちんこ等で得た収入の未申告による不正受給といった項目に限定されていることは、あたかも保護受給者がギャンブルに保護費を浪費しているとの印象を社会に与えかねず、生活保護バッシングを助長する危険性があると考えます。また、事務連絡にもありますように現行法上は、娯楽とされているぱちんこ等の状況等を調査することは、保護費の使途に対する監視を強めることにつながると危惧します。

したがって、今後調査結果を公表する場合には、特段の配慮が必要であると考えます。

2. 調査の回答様式にあるギャンブル依存の疑いのあるケースの事例が不適切と考えます。

特に事項1及び事項4の事例は、ケースワークの観点やギャンブル依存への対応として不適切と考えます。依存及び依存症に陥っている受給者に対して、就労指導や口頭指導(どのような口頭指導を行ったかについては言及がない)を行うことでは、依存及び依存症の回復や解決にはつながりません。こうした事例を例示することは、現場のケースワーカーの方々にギャンブル問題に関する不適切な指導を蔓延させることにもつながりかねません。

本来、ケースワーカーの役割は、被保護者の生活状況を困難にしているギャンブル問題への初期介入として適切な医療につなぐことの助言指導や、日常生活の中での回復を確か

なものとするための福祉的支援を行うことがあります。時宜に叶う介入のないままに、就労を急がせることや濫費の非を責めるような指導は、かえって依存症の悪化や重症化を招くことになります。現場のケースワーカーを対象とした依存症に関する研修等の実施こそが急務の課題であると考えます。

以上

なお、本来はギャンブルであるぱちんこや競馬等を「娯楽」として広く普及させていることが、ギャンブル依存症を蔓延させる大きな要因となっていることは論を待たないところであります。一方において、薬物関連問題及び依存症の例に見るよう、法的な規制強化のみでは根本的な問題解決とならないこととも併せて、この問題については、別の機会に改めて意見表明をする所存です。

【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局
〒160-0015 東京都新宿区大京町23-3
四谷オーキッドビル7F
TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993
E-mail : office@japsw.or.jp